

第9章 破砕業者(プレス・せん断処理業者)の自動車リサイクルシステムへの事業者登録

1. 事業者登録の目的

- ・プレス・せん断処理を行う解体業者は、都道府県知事等への解体業および破砕業の許可とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要になります。
 この場合、解体業および破砕業についてそれぞれ自動車リサイクルシステムへの事業者登録を行うこととなります。
※自動車リサイクルシステムへの登録手数料や年会費は不要です。

目的 電子マニフェスト制度による移動報告を行うための事業者登録

- ・電子マニフェスト制度による移動報告を行うために、破砕業を行う事業所を登録する必要があります。
- ・自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告用の事業所コードと初期パスワードが各事業者に郵送されます。
※解体業者用の事業所コード・初期パスワードと破砕業者用の事業所コード・初期パスワードは異なりますのでご注意ください。

2. 自動車リサイクルシステムへの事業者登録の方法 (次頁フロー図参照)

- ・破砕業者からの自動車リサイクルシステムへの事業者登録については「自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター」が一括して受け付けます。
- ・登録申込みは、破砕業を行う各事業所情報をとりまとめて、事業者として(法人単位で)行っていただきます。破砕業を行う事業所が複数ある場合は事業者でとりまとめの上、申込みを行ってください。

①登録申込書の入手

- ・登録申込書は「事業者情報登録センター」、「(社)日本鉄リサイクル工業会」、「各自治体の自動車リサイクル法担当窓口」等で2004年6月下旬より入手可能です。

②登録申込書の記入

- ・申込書記入要領に従ってご記入ください。
- ・都道府県知事等より交付された破砕業者としての許可証の写し等を添付してください。

③登録申込書および必要書類の郵送・受付

- ・登録申込書および必要書類を事業者情報登録センターに郵送してください。
- ・登録申込みの受付は2004年7月より開始予定です。

④申込内容の確認

- ・事業者情報登録センターから、登録申込書や必要書類の内容確認のため、ご連絡することがあります。

⑤システム登録完了通知書の郵送および受取

- ・自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、移動報告用の事業所コードと初期パスワードが記載されたシステム登録完了通知書を郵送させていただきます。登録内容に誤りがないか確認していただくとともに、パスワードの厳重な管理をお願いいたします。

〔自動車リサイクルシステム登録完了後について〕

- ・自動車リサイクルシステムへの事業者登録が完了した事業者に対しては、秋頃に、破砕工程に関する詳細マニュアル等を送付する予定です。

3. 登録に必要な書類について (A B のいずれも必要です)

A 登録申込書 (様式 No.6-1-01)

- ・事業者および事業所の情報を記入し、捺印します。
- ・破砕業を行う事業所が複数ある場合については、各事業所ごとに登録申込書を一枚ずつ記入(事業所数と同枚数の記入が必要)します。(▶詳細は80ページ「申込書記入要領」をご覧ください)

B 破砕業者であることの証明書類 (B-1 B-2 とともに必要です)

B-1 都道府県知事等による破砕業の許可証の写し^{注1}

- ・破砕業者の許可を得ていることの証明として、また破砕業者の許可番号の確認のために添付します。

B-2 都道府県知事等への許可申請(届出)時に提出した申請書(届出書)の写し

- ・破砕業者の保有する事業所情報を確認するために添付します。

注1 都道府県知事等に対し許可申請または届出を行った後、B-1 許可証を受け取る前に自動車リサイクルシステムへの登録申込みを行う場合、必要書類は許可申請書の写しまたは届出書の写しのみとなります。この場合、「みなし登録」という位置付けとなります。
 この場合は「正式登録」には許可証の写しも必要となりますので、都道府県知事等から許可証が交付された時点で、その写しを事業者情報登録センターに郵送していただくことが必要です。

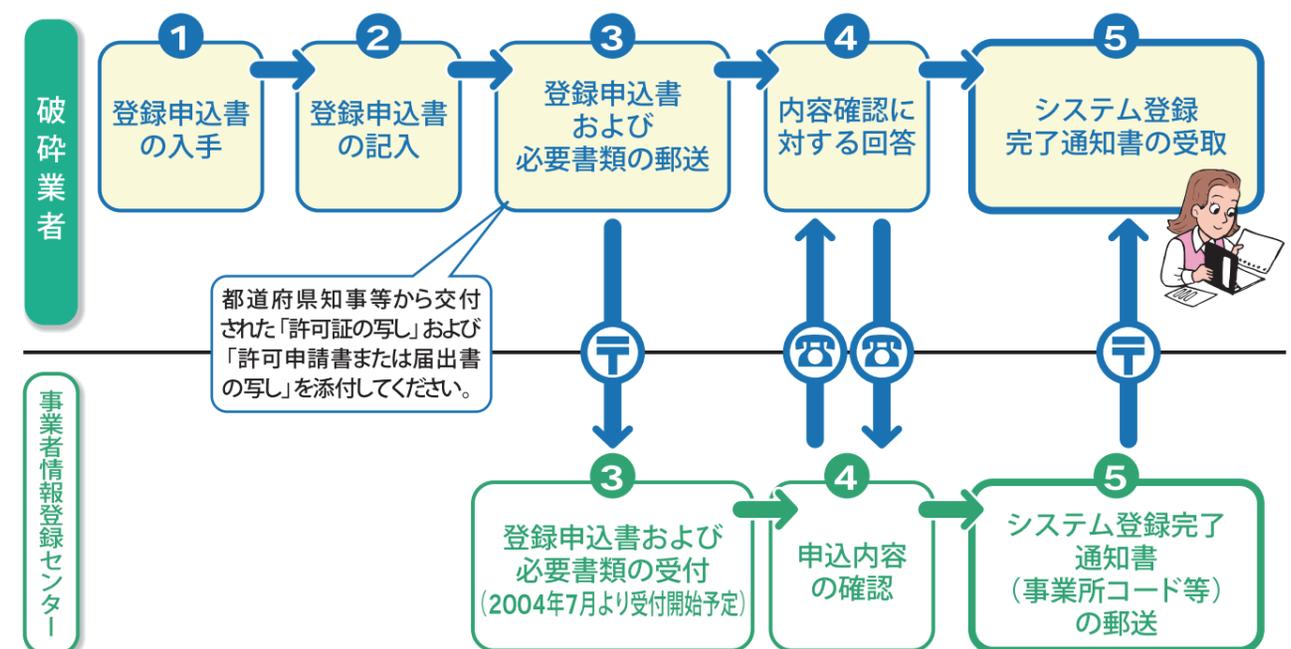
補足：全部再資源化認定に関する委託契約情報の登録

- ・各事業者と全部再資源化認定について自動車メーカー等(チーム)との委託契約がある場合には、その情報も自動車リサイクルシステムに登録されます。この情報の自動車リサイクルシステムへの登録は、それぞれのチームが行います。(▶全部再資源化認定については22ページをご覧ください)

書類郵送先・お問い合わせ先 (9:00~18:00 (土日祝日・年末年始等を除く))

自動車リサイクルシステム事業者情報登録センター
 電話/050-3786-8822 郵便/〒804-8799 福岡県北九州市戸畑区戸畑郵便局留

※自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターとは、関連する事業者からの自動車リサイクルシステムへの登録を円滑に行うために設置した統合的な受付窓口です。



「申込書記入要領」

破砕業者用・登録申込書

財団法人自動車リサイクル促進センター 御中
(申込窓口：自動車リサイクルシステム 事業者情報登録センター) 様式No. 6-1-01

「自動車リサイクルシステム」登録申込書 (破砕業者用)

【事業者情報】
「電子計算機を用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」または「ファクシミリを用いた電子マニフェストシステムの使用に関する規約」に記載の内容を了解の上、申し込みます。本申込書記載事項をASR指定引取場所の指定等のために、自動車メーカー等(チーム)へ提供することを了解いたします。

1 事業者コード記入欄(7桁) 2 申込日 西暦 2004年 8月 25日

既に他工程業種として自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、付与された事業者コード(事業所コードの上7桁)を記入

3 事業者名 (フリガナ) マル マル ハ サイ カブ シキ ガイ シャ
〇〇破砕株式会社 5 印

4 事業者の代表者名 (フリガナ) カン キョウ タ ロウ (氏名) 環境 太郎

6 事業者の所在地 (フリガナ) トウ キョウト シブ ヤ ク シブ ヤ (法人は登記上の住所を記入) 〒105-0002 東京都 渋谷区 渋谷〇丁目〇番〇号

7 自動車リサイクル関連担当部署 (フリガナ) キョウ ム ブ 業務部 8 自動車リサイクル関連担当者 (フリガナ) カン キョウ コ タ ロウ 環境子太郎

9 自動車リサイクル関連担当部署の所在地 (フリガナ) 〒000-0000 都道府県 市区町村

10 自動車リサイクル関連担当電話番号 03-0000-xxxx 自動車リサイクル関連担当FAX番号 03-xxxx-0000

11 自動車リサイクル関連担当e-mail kotaro@〇〇hasai.co.jp

登記上の住所と異なる場合は記入(完了通知書等の送付先になります)

【事業所情報】 事業所が複数存在する場合はこの書式をコピーして使用してください。

12 処理種別(をつける) 破砕処理のみ 破砕前処理のみ 破砕前処理及び破砕処理 13 事業所コード記入欄(上10桁)

既に同一事業所で自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、事業所コードの上10桁を記入

14 自治体許可番号(リサイクル法) 12345678966 自治体許可取得日 西暦 年 月 日

15 事業所名 (フリガナ) 16 事業所の電話番号

17 事業所の所在地 (フリガナ) 〒000-0000 都道府県 市区町村

18 自動車リサイクル関連担当部署 (フリガナ) 19 自動車リサイクル関連担当者 (フリガナ)

20 自動車リサイクル関連担当電話番号 自動車リサイクル関連担当FAX番号

21 自動車リサイクル関連担当e-mail @

22 移動報告の方法(をつける) パソコン FAX 23

24 を選んだ場合の使用するFAX番号 発信用と着信用番号: 発信が異なる場合 発信 着信

25 事業所の主たる業務内容(1つだけ をつける) 新車販売 中古車販売 自動車整備 中古部品販売 / 使用済自動車解体 / 破砕等

26 事業者情報(自治体許可番号・事業者名・事業所名・事業所所在地・事業所電話番号)を(財)自動車リサイクル促進センターのホームページに公開することに御同意ください。同意されない場合は右記の欄に 印をおつけください。 28

27 処理情報 1 廃車ガラ処理台数 12,000台/年 シュレッダー処理台数 - 台/月 ASRの量 - t/月 29

センター使用欄

申請書(破砕) 04.04.01

【提出上の注意点】 56ページの約款をよくお読みください。

・破砕業を行う事業所(営業所・支店・支部)が複数ある場合は、「登録申込書(破砕業者用)」を必要枚数コピーの上、事業所ごとに一枚ずつ記入し、提出してください。

【記入上の注意点】

1	事業者コード記入欄(7桁)	すでに同一事業所が、他工程業種(例:引取業者)として自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、付与された事業者コード(事業所コードの上7桁)を記入ください。初回の申込み時は記入不要です。
2	申込日	申込みをされる年月日を記入ください。
3	事業者名	個人事業主の方は氏名、法人の方は法人名を記入ください。
4	事業者の代表者名	個人事業主の方は記入不要です。法人の方は代表者名を記入ください。
5	捺印欄	捺印をお願いいたします。
6	事業者の所在地	法人の方は登記上の住所を記入ください。
7	自動車リサイクル関連担当部署	事業所内において自動車リサイクル法関連の問い合わせ等にご対応いただく部署名を記入ください。
8	自動車リサイクル関連担当者	上記部署のご担当者名を記入ください。
9	自動車リサイクル関連担当部署の所在地	上記部署の所在地を記入ください。郵送物等の送付先となりますので、間違いのないように記入願います。ただし、6の所在地と同じ場合は記入不要です。
10	自動車リサイクル関連担当電話番号・FAX	ご担当者の電話番号・FAX番号を記入ください。申請書等不備の場合の連絡先となりますので、必ず記入ください。
11	自動車リサイクル関連担当e-mail	ご担当者のメールアドレスを記入ください。
12	処理種別	事業処理内容について 印をつけてください。
13	事業所コード記入欄(10桁)	同一事業者が、他の業種(例:引取業者)として自動車リサイクルシステムに登録されている場合は、付与された事業所コードの上10桁を記入ください。初回の申込み時は記入不要です。
14	自治体許可番号(自動車リサイクル法)・許可日	自動車リサイクル法の許可を受けている方は自治体許可番号とその許可日を記入ください。
15	事業所名	それぞれの営業所名・支店名・支部名を記入ください(都道府県知事等の許可を受けた住所と同じものを記入ください)。
16	事業所の電話番号	各事業所の連絡先となる電話番号を記入ください(都道府県知事等の許可を受けた電話番号と同じものを記入ください)。
17	事業所の所在地	各事業所の所在地住所を記入ください(都道府県知事等の許可を受けた住所と同じものを記入ください)。
18	自動車リサイクル関連担当部署	各事業所において自動車リサイクル法関連の問い合わせ等に対応いただく部署名を記入ください。
19	自動車リサイクル関連担当者	上記部署のご担当者名を記入ください。
20	自動車リサイクル関連担当電話番号・FAX番号	ご担当者の電話番号・FAX番号を記入ください。
21	自動車リサイクル関連担当e-mail	ご担当者のメールアドレスを記入ください。
22	移動報告の方法 1	パソコン FAXのいずれかを選択し、印をつけてください。
23	移動報告の方法 2	FAXを選択された場合は、自動車リサイクルシステム事業者情報登録センターにて書類受付後、別途「書面利用移動報告手数料」の引落口座を指定いただくために、「郵便局自動払込利用申込書」が送付されますので、手続きをお願いします。
24	移動報告の方法 3	FAXを選択された方は、移動報告に利用するFAX番号を記入ください。また、発信用FAX番号と着信用FAX番号が異なる場合は右の欄に記入ください。
25	事業所の主たる業務内容	各事業所における主な業務内容の一つだけ選択し、印をつけてください。
26	事業者情報	自治体許可番号・事業者名・事業所名・事業所所在地・事業所電話番号を自動車リサイクルセンターのホームページに掲載し、公開させていただきます。公開することに同意されない場合は右の欄に 印をおつけください。
27	処理情報 1	年間の廃車ガラの処理台数を記入ください。
28	処理情報 2	プレス・せん断処理(破砕前処理)のみの方は記入不要です。
29	処理情報 3	

MEMO

Lined area for writing on page 82.

MEMO

Lined area for writing on page 83.

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

設立：2000年11月22日

目的：自動車のリサイクルおよび適正処理の促進に関する各種事業を行うことにより、資源の有効な利用の向上および環境の保全に貢献する

賛助会員：社団法人 日本自動車工業会
社団法人 日本自動車販売協会連合会
社団法人 日本自動車輸入組合
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
財団法人 日本自動車研究所
社団法人 日本自動車部品工業会
社団法人 全国軽自動車協会連合会
社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
社団法人 日本鉄リサイクル工業会

主務官庁：経済産業省・国土交通省・環境省

公益財団法人 自動車リサイクル促進センターは、2003年6月に国の指定を受け、以下の3組織を運営

資金管理人
(資金管理センター)

・リサイクル料金を収受し、リサイクル等実施時まで管理運用を実施

情報管理センター
(情報管理部)

・電子マニフェスト（移動報告）制度の管理・運営等を実施

指定再資源化機関
(再資源化支援部)

・小規模輸入業者等からの委託を受け再資源化等を実施
・離島対策・不法投棄対策への対応業務も実施

〈関連組織〉

フロン事業部

・自動車メーカー・輸入業者からの委託を受け、フロン回収破壊法に基づく「自動車フロン引取・破壊システム」を運用中
(自動車リサイクル法施行後は、フロン回収破壊法から自動車リサイクル法への移行に関する業務を実施)

〈自動車メーカー・輸入業者に関連する実務組織〉

一般社団法人
自動車再資源化協力機構
(フロン類/エアバッグ類)

・自動車メーカー12社と日本自動車輸入組合にて2004年1月設立
・自動車メーカー・輸入業者からの委託を受け、自動車リサイクル法に基づきフロン類・エアバッグ類の引取り・再資源化（破壊）のための体制を構築し、その運営を実施

チーム
(ASR)

・自動車メーカー・輸入業者にて2つのグループ（チーム）を構成
・自動車リサイクル法に従ってASRの引取り・再資源化を実施

〈統合的な窓口業務を行う組織〉

自動車リサイクルシステム
事業者情報登録センター

・2004年4月より設置
・関連事業者からの自動車リサイクルシステムへの登録を円滑に行うために設置された統合的な受付窓口

自動車リサイクルシステム
コンタクトセンター
(コールセンター)
(050-3786-7755)

・2004年3月より設置
・自動車リサイクルシステムに関する、関連事業者からの各種問い合わせ等に対応するために設置された統合的な窓口